

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
① 地域の概要・立地	
<p>当市は、ほぼ佐賀県の中央に位置し、東西 14 km、南北 11.5 km、面積 97.16 km²の周囲を山に囲まれた盆地であり、佐賀市、小城市、唐津市、武雄市、杵島郡江北町、大町町に隣接している。天山、船山、鬼の鼻山等の当市をとりまく周囲の諸山から源を発する河川は、市の中央部を東西に貫く牛津川を主流として、南北より草木原、板屋、向谷、中通、今出、石原、別府の諸河川が合流して、東多久町納所をとおり、牛津町を経て六角川に注いでいる。</p>	
<p>当市は、3分の2が山地であり、地質的には第三紀層を主軸として、花こう岩、玄武岩、安山岩、沖積層から生成されており、花こう岩や玄武岩など崩れやすい土質となっている。また、第三紀層と安山岩、玄武岩の間では地すべりが起こりやすく、このため、大雨、豪雨時には土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等が起こりやすい。</p>	
<p>当市で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。</p>	
② 想定される地域の災害リスク	
(洪水：ハザードマップ)	
<p>当市のハザードマップによると、当会が立地する北多久地域の市街地地域においては、浸水想定区域があり、令和元年8月の前線に伴う大雨（佐賀豪雨）では、時間雨量100ミリを超える大雨が降り甚大な被害をもたらした。また、南多久町、東多久町においては5m～10m未満の浸水被害が予想される区域が存在する。</p>	
(地震：J-SHS)	
<p>地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年内に震度5弱以上の地震が発生する確率が20.6%となっている。また、市内には、牛津川、今出川、中通川の周辺に軟弱な沖積層が分布しており、この地域で地震が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。</p>	
(その他)	
<p>旧産炭地で、市内にボタ山が数個所あり、防災工事は行われているものの、大雨・豪雨時には地すべり等が起こりやすい。</p>	
(感染症)	
<p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p>	
(2) 商工業者の状況（令和2年4月1日時点）	
<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者数 735事業者 ・小規模事業者数 655事業者 	
【内訳】	

業種		商工业者数	小規模事業者数	備考 (事業所の実施状況等)
商工業者	建設業	196	192	北多久町をはじめ市内に広く分散
	製造業	79	52	北多久町・東多久町に多い
	卸売業	19	15	北多久町をはじめ市内に広く分布
	小売業	161	146	北多久町をはじめ多久町・東多久町に多い
	飲食店・宿泊業	78	76	北多久町をはじめ市内に広く分散
	サービス業	156	141	北多久町をはじめ市内に広く分布
	その他	46	33	北多久町・東多久町をはじめ市内に広く分布

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・多久市国土強靭化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・多久市地域防災計画の策定（最新版：令和元年6月）
- ・市役所職員防災訓練の実施（毎年4月）
- ・防災備品の備蓄（防災倉庫、各町公民館等）
- ・ハザードマップの全戸配布と転入者等への窓口配布
- ・自主防災組織育成のための訓練・研修会および各地区での出前講座の開催
- ・多久市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成27年1月）

2) 当会の取り組み

- ・あいおいニッセイ同和損保保険㈱主催の「BCPセミナー」への参加推進、及び参加
- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定（国）支援に係る個別支援
- ・佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて体系化されておらず、災害発生時の情報収集や多久市、関係機関との連携に関しても具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定支援やセミナー等を通じて自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大

防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

・平成27年1月に策定した「多久市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようになる。

①管内小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ホームページ、メーリングリスト、SNS、市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援

- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

③新型ウイルス感染症に係る情報の提供及び周知

- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

④新型ウイルス感染症に係る支援

- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

⑤当会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方から～大規模災害編～」を参考に令和3年事業継続計画を作成（別添）。

⑥関係団体等との連携

- ・管内の金融機関（佐賀銀行、郵便局等）に普及啓発ポスター掲示依頼を行い、小規模事業者に対するBCPの周知や損害保険等の紹介を実施する。
- ・損保会社等と連携してセミナー等を共催し管内小規模事業者のBCPの普及を促進する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

⑦フォローアップ

- ・想定される被害が大きな地区の小規模事業者のBCP策定及び事業継続力強化計画の認定支援を伴走型で行う。

⑧当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は当市が行う訓練を活用し、必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であり、続いて事業継続である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、事業継続支援を実施する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。確認にはSNS等を活用して安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の確認を行い、その内容を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、多久市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当市は家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ随時提供するとともに、小規模事業者の事業用資産等の被害に関する知り得た情報も当会と共有する。
- ・当会は地区内事業者における事業用資産等の大まかな被害状況を当市へ随時提供するとともに、家屋や道路といった生活基盤の被害状況に関する知り得た情報も当市と共有する。
- ・当市において被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援協力体制を取る。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

【被害規模の目安】連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

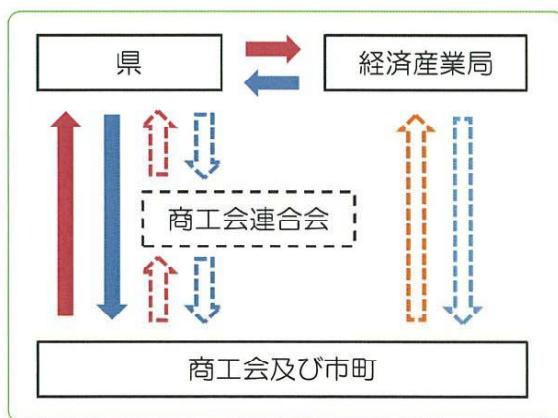
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回（9時・17時）共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月～2ヶ月	毎週1回（月曜日9時）共有する
2ヶ月以降	月初に共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・当会と当市は相談窓口の開設方法について、協議、決定する。（当会は、国・県の依頼を受

けた場合には、特別相談窓口を設置する)。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を巡回にて確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回にて周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・県の方針に従って、当会と当市及び県連合会との協議により復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

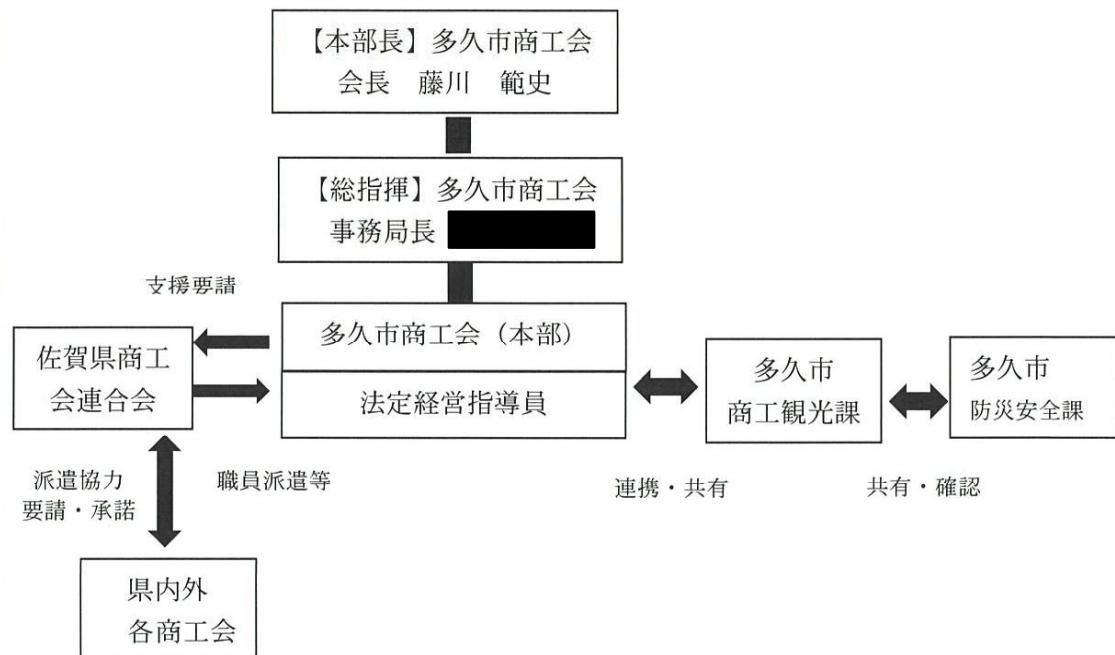
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年10月末現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

[REDACTED] 多久市北多久町大字小侍 687番地19 多久市商工会 TEL:0952-74-2144

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画のブラッシュアップ(年1回)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

多久市商工会

〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 687-19

TEL:0952-74-2144 FAX:0952-74-4090 Mail:taku@sashoren.or.jp

②関係市町

多久市役所 商工観光課

〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7-1

TEL:0952-75-2117 FAX:0952-75-2129 Mail:Mapion.co.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【単位：円】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	200	200	200	200
セミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	40	40	40	40	40
消耗品購入費	100	100	100	100	100
備品購入費	100				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。